Legal Support

いつも、あなたのそばに。

always by your side

Legal Support Press

2017年 Vol.17

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特集1 成年後見制度利用促進基本計画における専門職団体としての役割

特集2 志木市成年後見制度の利用を促進するための条例－その後－

公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

特集1 Legal Support

成年後見制度利用促進基本計画における専門職団体としての役割

本年6月に理事長に就任いたしました矢頭範之です。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

矢頭（やとう） 範之（のりゆき）氏　公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 理事長

所　属　・公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート東京支部
略　歴　・1991年（平成3年）司法書士登録
　　現在、公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 理事長
現在の公職等　・足立区成年後見制度審査会副会長
・足立区社会福祉協議会成年後見人連絡会副委員長
・葛飾区消費生活対策審議会委員

1 はじめに

現状の成年後見制度は利用する方にとって利用しやすいものでしょうか。

最高裁判所が取りまとめた「成年後見関係事件の概況」によると、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任の申立件数は平成24年まで増加傾向でしたが、その後伸び悩み状態となり、平成28年の申立件数は前年を下回りました。

その類型別内訳を見ますと、後見開始申立件数が約8割であり、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任申立件数を大きく上回っており、さらに申立ての動機においても預貯金等の管理・解約が最も多く、身上監護よりも財産管理・処分を申立ての動機とする事案が多くなっています。

成年後見制度利用が見込まれている対象者は後期高齢者の増加とともに増えているにもかかわらず申立て件数がそれに見合う増加傾向が見えないこと、重度の判断能力減退者の利用が顕著であること、生活や療養看護よりも財産管理が制度利用の動機の大きな割合を占めているということは、受け止め方として制度利用には積極的ではなく、利用しやすい制度とは言いがたい状況です。

制度利用することが適切な方が、制度利用しない、できない、という状況は、権利擁護や生活・衛生環境の観点からも適切な支援が届かない可能性があり、今後の高齢者や障害者への支援のためには成年後見制度とその運用を大きく変えていく必要があります。

2 成年後見制度利用促進法の施行

このような状況を受けて、平成28年5月13日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」といいます。）が施行されました。

促進法では、制度利用促進の施策の基本方針として、①保佐・補助制度の利用促進、制度利用に伴う権利制限に係る制度の見直し、医療・介護を受けるに当たり意思決定支援の在り方等について必要な措置を講ずること、成年被後見人等の死亡後の成年後見人等の事務の範囲の見直し、任意後見制度の積極的な活用、②地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進に必要な措置を講ずること、③制度利用に関する家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備を図ること等が掲げられています。

そして、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置して成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定することとされています。

市町村は、市町村基本計画を定め、基本的な事項を調査審議させる等のため、条例で定めた審議会やその他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

また、都道府県は、市町村が上記の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとすることとされています。

3 基本計画の概要

この促進法施行を受け、平成29年3月24日に基本計画が閣議決定されました。

ここでは制度利用の促進に向けた施策のポイントとして、(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和の三点が掲げられています。

「(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」では、①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方の指針が策定され、それが後見人関係者において共有され、活用が促進されること、②地域連携ネットワークや中核機関が家庭裁判所に対し適切な後見人が選任されるように的確な情報提供をすること、③利用開始後において後見人が本人や家族等支援者と円滑な信頼関係を構築できていないことにより十分な権利擁護ができていない場合には、後見人の交代等の柔軟な運用を可能にすること、④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等について、福祉関係者等が有している本人の家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう検討することが示されています。

「(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」では、本人を後見人とともに支える「チーム」、そのチームを専門相談や情報交換・調整等により支援する各種専門職団体や関係機関で構成する「協議会」等、これらを適切に運営して地域連携の推進役としての「中核機関」を設置してこれらによる「地域連携ネットワーク」を整備することになります。

この「地域連携ネットワーク」では、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行）、後見人支援機能の4つの機能を整備し、不正防止効果に配慮することとしています。（「図1」を参考）

「(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」では、不正事案の発生を未然に抑止するため、①金融機関による後見制度支援信託に並立・代替する新たな取組みの検討、②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止、③家庭裁判所と専門職団体等との連携による効率的な不正防止策の検討、④移行型任意後見契約における不正防止策の検討を行うこととしています。

これらの取組みは「表1」のとおり平成29年度から5年間で実施していく計画です。

図1 地域連携ネットワークのイメージ

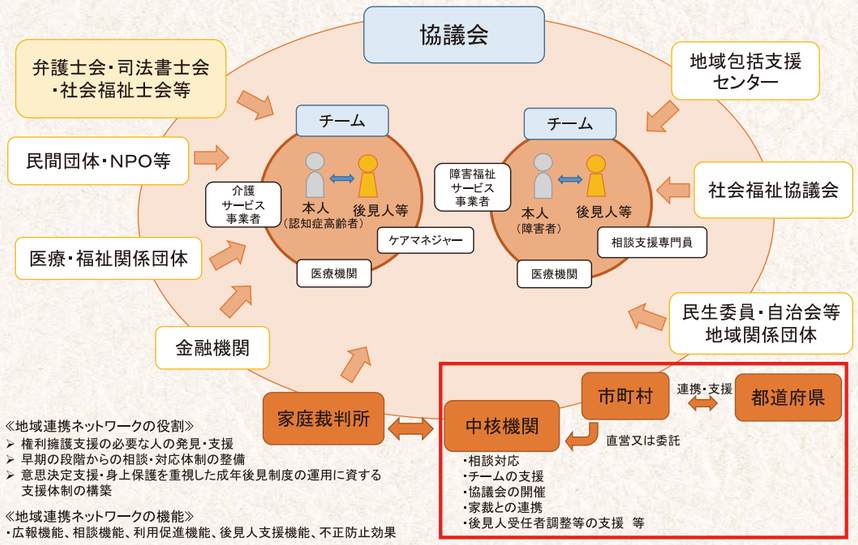

※内閣府ホームページ「成年後見制度利用促進基本計画について」成年後見制度利用促進基本計画について（3枚版概要）【PDF】から引用

表1　成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
Ⅰ	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
Ⅱ	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
Ⅲ	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進 診断書の在り方等の検討		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
Ⅳ	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援（各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等）		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
Ⅴ	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的取組のための検討の促進 専門職団体等による自主的な取組の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
Ⅵ	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
Ⅶ	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等　目途:平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※内閣府ホームページ「成年後見制度利用促進基本計画について」成年後見制度利用促進基本計画について（3枚版概要）【PDF】から引用

4　リーガルサポートの専門職団体としての役割

(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援

「意思決定支援」について、2006年障害者権利条約国連総会採択を契機に、我が国における高齢及び障害者福祉関係者並びに成年後見制度関係者において、現場の実務にどう反映させるか等について議論がなされています。

厚生労働省は「障害者福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン」（2017年3月31日）を策定しましたが、成年後見制度の現場においても同様の枠組み又は構成員を拡大した形による取組が必要となります。

ところで、基本計画でいう「メリット」とは制度利用そのものであり、制度利用によって本人の生活の質が向上し、生きがいのある生活が可能となるよう支援を受けること、又は支援に必要な環境整備がなされることであると考えます。

しかし、現状では成年後見制度の利用は生活支援に資するとは受け止められていないのではないでしょうか。

制度利用を検討している本人又はその親族において、制度を利用することにより適切な社会資源の利用につながり、その結果、生活の質が向上することが想定されなければなりません。

そのためには、本人とのコミュニケーションをより重視するとともに親族もチームの構成員として意見を述べ、本人にとって有用な社会資源を活用できるよう専門職も一時的または継続的にアドバイスしていく体制を構築し、生活支援に重点を置いた支援活動を行っていく必要があるでしょう。

②適切な成年後見人等の選任と選任後の柔軟な運用

本人の性格や特性、置かれた状況、抱えている課題等に応じて成年後見人等には最適任者が選任されなければなりません。

まず、専門職団体においては、研修等を通じて成年後見事務において必要な知識知見を兼ね備えた専門職後見人を養成する必要があります。

そのうえで、個別事案ごとに求められた役割に相応しい専門職後見人候補者を推薦するため、円滑なる推薦事務に対応できる窓口体制を整備することも重要と考えています。

また制度利用の促進の観点から、本人と後見人候補者のマッチングにおいては、親族後見人又は市民後見人の選任機会を増加させていく必要がありますが、専門職後見人の関与（複数後見人又は監督人としての支援等）の在り方も含めて本人にとって最適な候補者を受任者とする調整（マッチング）をする必要があり、専門職団体として適切な関与が求められます。

また、後見等開始後における成年後見人等の支援を通じてマッチング評価・分析をしていく必要があるため、マッチングの前後を通じて、専門職団体は中核機関と連絡を密にして連携する必要があるでしょう。

ところで、成年後見人等のなかには本人等と円滑な信頼関係が構築できていない事案が見受けられますが、このような事案においては、特殊な事例をのぞくと、成年後見人等のコミュニケーションの方法等に難がある等後見人側に非がある場合が見受けられ、リーガルサポートへ苦情として情報提供されるケースがあります。

この場合、リーガルサポートは事案の内容を把握したうえで会員である成年後見人等に対して改善を求めて指導することになりますが、場合によっては成年後見人等の交代を実現するために家庭裁判所と協議をし、必要に応じて辞任を促すこともあり得ます。

一方、本人との信頼関係に問題ない場合においてもその親族と意見対立がある場合があります。

親族との対立については、専門職に非がある場合もありますが、そうではない場合も数多くあります。

リーガルサポートとしては、事情を詳しく聞いた上でその親族の誤解を解くよう努力することになりますが、すでに感情的な対立に至っている場合のうち、親族との対立が成年後見事務遂行に支障を生じさせ、かつ、成年後見人等の辞任により本人の支援が円滑に改善するのであれば辞任を促すこともありうると考えられます。

しかし、親族自身が本人の権利を侵害している場合や成年後見人等が交代しても円滑な支援が実現困難と思われる場合は、むしろ成年後見人等の交代は望ましくないこともあるものと考えます。

いずれにしても、中核機関等の意見を踏まえて家庭裁判所と連携して適切な措置を講ずることになるでしょう。

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①チームと協議会

個別の事案において、相談から申立支援、そして成年後見人等支援へつながる一連の過程のなかで、相談段階で課題・ニーズを浮き彫りにするため初期段階で適切なチーム組成が必要です。

また、協議会においては、そのチームへの助言、他の機関との調整を行うことが想定され、組織全体としては、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行うほか共通する制度運用上の課題について家庭裁判所等と協議をすることになります。

そうすると、相談段階でチーム組成できる仕組みづくり、相談で得た必要情報を安全・円滑にチームで共有する仕組みづくり、意思決定支援の仕組みづくり、協議会と連携する仕組みづくり及び財政措置を含めた環境整備が大きな鍵となるでしょう。

専門職はチームの構成員となることも必要

な役割ですが、チーム組成へのアドバイスとともに相談段階での課題・ニーズ把握での役割を果たす必要があり、地域の社会資源に精通した法律・医療・福祉の知識知見を有する関係者と連携して進める必要があります。

②中核機関

この「中核機関」が最も重要な機関であると考えます。

基本計画では、市町村が設置・直営するというシンプルな基本形として示されていますが、これらを他の機関へ委託することも想定されています。いずれにしても実質的な中核機関機能を民間機関が受託することが可能であり、複数の機関が役割を分担して受託することも考慮されています。

ところで、市町村はすでに、高齢者福祉及び障害者福祉に関する施策を講じているところ、重ねて基本計画に基づく施策を国から求められることになりますが、必要な財政措置が必ずしも明確になっていません。

基本計画が閣議決定されたことから、今後、国が必要な財政措置を講ずるものと思われますが、地域ごとにその特性を生かした取組を実施しながら専門職及び専門職団体が下支えしていく必要があるものと考えられます。

③地域連携ネットワーク

これら「チーム」「協議会」「中核機関」等を包含して構築されるべき「地域連携ネットワーク」については、新たにネットワークを構築するか、既存のネットワークを利用するか等の選択肢がありますが、既存のネットワークを利用し、足りない機能はそこに付加していくことが合理的と思われます。

既存のネットワークにおいては、行政の縦割りの仕組みに拘束されることなく、柔軟で物事の調和が図られるような仕組みづくりが望まれます。

リーガルサポートとしては、この地域連携ネットワークのそれぞれの機能に必要な人員を派遣するとともに、制度利用者からのアプローチを待つだけでなく、自ら声を出せない本人をどのようにして制度利用につなげるかという課題に対処するためのアウトリーチ機能にも貢献していきたいと考えています。

(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

基本計画では、「成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。」としています。

これだけで不正がすべて防止できるとは思いませんが、「支援による防止」というアプローチは最初に始めるべきです。

成年後見人等としての職責が重要であることのレクチャー等を受けながら親族後見人の事務を実施していく上で、チーム等がさまざまな支援を行うことがまず考えられます。

特に、後見等開始審判確定後、チーム等において、財産調査方法、残高証明書等の資料収集方法等を助言して家庭裁判所に選任された親族後見人が適切に財産調査を行い、家庭裁判所に初めて提出する財産目録を漏れなく作成することは極めて重要です。

なお、専門職後見人に関する不正防止についても重要論点ですが、リーガルサポートにおける会員の不正行為等防止に関する取組はリーガルサポートのホームページをご参照ください。

5 むすびにかえて

成年後見制度利用促進法の制定及び基本計画に基づく取組は、成年後見制度をよりよい制度とするための非常に重要な機会といえましょう。

成年後見制度の利用促進は、現状の制度及び運用のままで利用促進するのではなく、改善された効果として利用者数が増加することが重要です。

現段階で制度の改善は万全とはいえませんが、まずは地域連携ネットワークの組成とその機能を充実させることがまずその第一歩と考えます。

その歩みを着実に進めるために、専門職は個別の事案又は地域連携ネットワークの構成員として専門的な知見に基づき地域の成年後見制度利用の最前線を下支えすることを求められており、そのためにはリーガルサポートは、今までの「後見人に就任した専門職」から専門的知識や見識をより高めた「後見の専門職」へ変革していくことを目指しています。

Legal Support

特集2

「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例―その後―」

リーガルサポート広報委員　宇田川　茂

埼玉県志木市は面積約9㎢、人口約7万5千人の小さな市です。65歳以上の高齢者人口は、約1万7千7百人、高齢化率は、約23パーセントとなっています。この先、全国的にみても高位で高齢化率が上昇し、認知症高齢者の増加、単身や夫婦のみの高齢者が増加することにより、後見制度の需要が高まることが予想されています。また、知的障害者や精神障害者も近年増加しており、家族の高齢化、親亡き後、身寄りのない障害者が見込まれ、後見制度の需要は一層高まることが予想されます。

このような背景もあり、志木市では以前より後見制度の普及に積極的に取り組んでいます。平成24年12月に成年後見支援センターを設置し、後見制度の普及、特に弁護士などの専門職以外の市民後見人の育成に努め、市民後見人の単独受任(後見監督人等が関与することなく市民後見人が単独で後見人等に選任されているもの)としては県内最多の通算6人となっています。さらに、平成29年5月に埼玉県では初となる、家庭裁判所からの直接受任(市民後見人が家裁判所から直接要請を受けて選任されたもの)による市民後見人が誕生しています。

この志木市で、平成29年3月、全国で初めて「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」が制定されました。

この条例1条では、成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨にのっとり、その成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、志木市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」といいます。)を設置することにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが目的とされています。

附属機関の詳細

附属機関の名称	志木市成年後見制度利用促進審議会
根拠法令(条例)	志木市成年後見制度の利用を促進するための条例
会議の概要(所掌事務)	成年後見制度利用促進審議会は、条例に基づき設置されており、市長の諮問に応じ、成年後見制度利用促進に関し必要な事項について調査審議する。
開催時期(予定)	計画策定年度　年5回程度 計画策定年度以外　年2～3回程度
委員数	7人以内
委員任期	3年
傍聴の可否	可
事務局	健康福祉部長寿応援課

別図　成年後見制度利用促進基本計画のスケジュール

（平成29年10月）

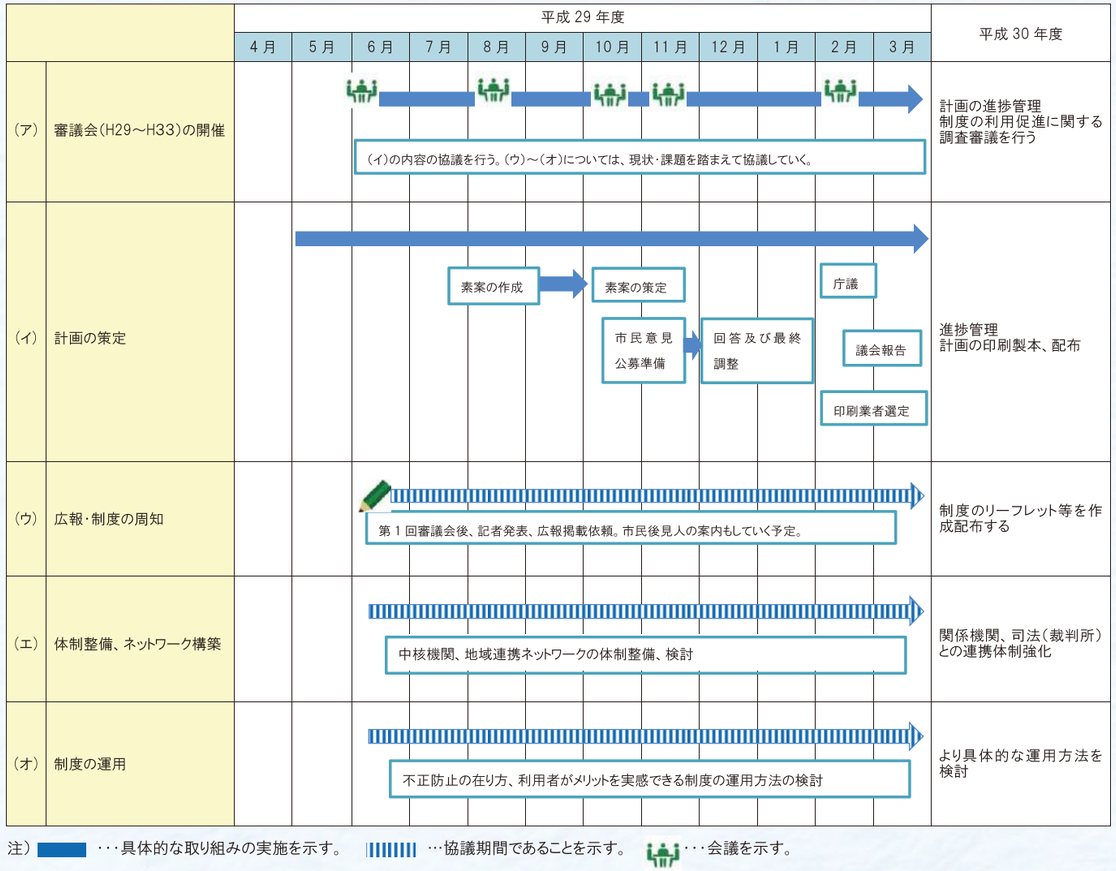

注）■・・・具体的な取り組みの実施を示す。　▦…協議期間であることを示す。　・・・会議を示す。

これを受け、平成29年6月に有識者6人の委員で構成する審議会が設置され、別図「成年後見制度利用促進基本計画のスケジュール」（ア）欄のとおりのスケジュールで進行し、本原稿執筆時（平成29年10月16日）時点では、既に第3回審議会が終了しています。

審議会は、傍聴が可能であり、審議会の結果についても速やかに志木市ＷＥＢサイト内で公開されています。

第3回審議会では、第1回、第2回審議会に引き続き、成年後見制度の利用の促進に関する施策、「志木市成年後見制度利用促進基本計画」の内容について、活発な議論がされました。傍聴人にも28頁にわたる「志木市成年後見制度利用促進基本計画　素案（全編）」など委員に配られた資料と同一のものの閲覧が許可され充実した傍聴となりました。

この基本計画素案によれば、計画期間は「平成30年度から平成31年度」、計画の対象者は、「成年後見人及び未成年後見人の利用者と、制度利用が必要な市民」であり、基本理念として「市民の権利と利益が守られるまち」、基本目標として「①地域連携ネットワークの構築、②制度の理解と利用者がメリットを実感できる制度の運用③不正防止の徹底」が掲げられ、各目標に対し、実行計画が定められています。

中核機関は市を事務局とし、裁判所とも連携し、先の成年後見支援センター（職能団体）の機能も利用することなどが模索されています。

残念ながら、同基本計画は本原稿執筆時点ではまだ確定しておらず一般公開できず本紙面に載せることはできません。これからの審議会で確定し、公開し、市民にパブリックコメントを求めることとなる予定で、本誌発行時頃には同市ＷＥＢサイト内でも公開予定となっていますので、ご興味のある方は、同市ＷＥＢサイトをご参照ください。

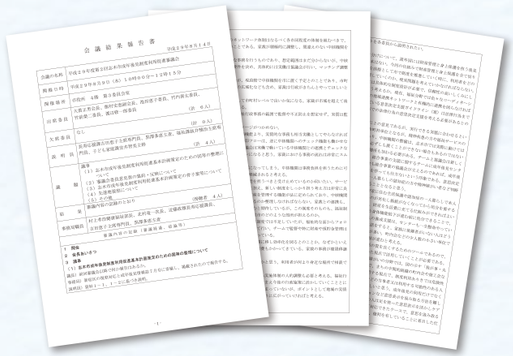

※紙面の都合もあり全文は掲載できません。
ご興味のある方は志木市WEBサイト（http://www.city.shiki.lg.jp/）で、「成年後見」などを検索ワードとして検索してください。なお第4回審議会は平成29年11月、第5回審議会は平成30年2月を予定していますので、ご興味のある方は同市WEBサイト内などでご確認ください。また、「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」についても同WEBサイトで検索いただくか本誌16号をご参照ください。

平成29年度中には同基本計画が確定し、平成30年度から同基本計画が実行されることとなります。審議会だけでなく市を事務局として裁判所など関係機関との協議、同基本計画実行のための体制整備も既に並行して進められています。

第3回審議会を傍聴、取材してみて、審議会委員の発言にも、また市事務局などからの回答にも、志木市の実情にあった独自の基本計画を策定し、計画を実現しようという意気込みが感じられました。引き続き次号以降で実情をお知らせしたいと思います。

最後に、事務局である志木市健康福祉部長寿応援課の生の声をご紹介いたします。

質問1　他の市区町村等からどのような問い合わせを受けているか。またどう対応しているか？

回答1　年度当初は、条例を参考にしたいため、送ってほしいという内容。今年度を通して視察希望の問合せ、計画を策定するのかという問合せが多い。

対応は、条例等に対しては、メールで送っている（現在は、市のホームページからダウンロード可能）。基本的には電話でお答えしている。

質問2　手探りの中でのご苦労は？やりがいは？感想は？

回答2　成年後見制度利用促進法では、基本計画策定は市町村の努力義務となっており、法的に必須事業でないことから、財政的措置をする上でも、体制整備をする上でも、説得力に欠け推進力が得にくい。特に、この制度が円滑に運用されるには、法的に必須であるという理由がないと、市町村によって、温度差が生じ、実施の有無が異なってきてしまうため、国の基本計画で描かれている、全国どの地域でも同じ支援が受けられるということは困難であると考える。

全国初のため、他にモデルがなく、先駆者として志木がモデルとなれることにやりがいはある。手探りで進めていかなければならないこの状況で、円滑な制度運用の開始と、高齢者、障害者及び子どもそれぞれの制度と権利擁護を横断的に考えながら、持続可能な仕組みとするためにどうしたらよいのかということは、一朝一夕では解決せず日々試行錯誤しているところ。

取材① 東京発

第1回 成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会

「三類型（後見、保佐、補助）の判定と診断書等の在り方」

主催　日本弁護士連合会

常任理事　安井 祐子

平成29年7月5日（水）、東京の弁護士会館1701会議室において、成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会（第1回）が開催されました。

日本弁護士連合会副会長 池田桂子氏の開会挨拶の後、まず、久保氏、矢野氏から問題提起がありました。

久保氏は、知的障害者の成年後見制度の利用が進まない理由として、身上監護が心配であるが、成年後見人がそれに応える信頼関係を築いて本人の気持ちに寄り添い支えてくれるのか不安があることや、医師が普通に診断書を作成すると後見類型になってしまうことを挙げられました。

また、診断書に、医学的な視点だけでなく日常生活の状態を反映させる必要性を述べ、若年者はかかりつけ医がいない場合が多いので、少なくとも、例えば本人が利用している福祉事業所や相談支援事業所の支援者・支援員の意見を聞き反映させることを診断書の書き方ガイドラインに明記し、その場合に誰の意見を反映させるのか例示して欲しいと述べられました。そして、本人にとって成年後見制度は人生の伴走者であって欲しいと締めくくられました。

続いて矢野氏から、本来、補助・保佐に該当する人の利用が進んでいないのか、あるいは、想定される成年後見人が、どこまでの関わりができるのか、利用計画の方針に従ってどんなことができるのか、一緒に考えていきたいと問題提起がありました。

プログラム

【問題提起】

「私たちが求める成年後見制度と医師の診断書」

久保 厚子氏（全国手をつなぐ育成会連合会会長）

「三類型の判定と診断書等の在り方」に関する問題提起

矢野 和雄氏（日弁連高齢者・障害者権利支援センター事務局長）

【講　演】

「三類型（後見，保佐，補助）の判定と診断書等の在り方」

五十嵐 禎人氏（千葉大学社会精神保健教育研究センター教授）

総合司会

高江 俊名氏（日弁連高齢者・障害者権利支援センター事務局次長）

相当と判断されているのか、また、立法担当者が当初想定していた状態像、あるいは、想定されるべき状態像と実際の運用に乖離はないのかとの話があり、現状の制度運用においては、補助や保佐に相当すると思われる人でも、後見相当と診断されて、そのまま後見開始審判がされている事例が多数見られるとの指摘がありました。

次に、五十嵐氏による講演があり、事理を弁識する能力は法律行為の利害得失を判断する能力であって、本来は財産管理能力だけではないのかもしれないが、鑑定書や手引書の記載によれば、医師に求められているのは財産管理能力の判定であるとの指摘がありました。

財産管理に関する決定と身上監護に関する決定では本人の自己決定を支援する必要があることや、能力判定の方法や意思能力判定の構造についても詳細な説明がありました。

そして、五十嵐氏の私見として、

・医師の記載する診断書については、類型に直結する判断の記載をやめる
・本人の生活状況に関してはソーシャルレポートを活用し、支援があればできるという評価を入れる
・診断書とソーシャルレポート、調査官の調査報告をもとに裁判官が類型を判断する

などを挙げられました。

また、千円札と二万円札の区別がつかない人を後見としないような能力判定は背景要因を考慮すれば不可能ではないが、そのような判定が許されるのは、少額の財産しかない人や、安全で安定した支援体制が確立している人、本人自身が支援体制を受け入れている人であると述べられました。

その後、愛知県弁護士会所属、NPO法人東濃成年後見センター副理事長の熊田均氏から会場発言があり、東濃成年後見センターでは、後見の割合が40％であり、保佐・補助案件を頻繁な見守りで支えている状況が報告されました。

質疑応答の後、日弁連高齢者・障害者権利支援センターセンター長 青木佳史氏より閉会挨拶があり、学習会は終了しました。

取材② 東京発

第2回 成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会

「医療等の意思決定が困難な人に対する支援と成年後見人の役割」

主催　日本弁護士連合会

平成29年9月6日（水）、東京都千代田区の弁護士会館会議室で頭書の学習会が開催されました。今回は、医療等の意思決定の場面での成年後見人の役割が検討されました。

まず赤沼氏より、医療における同意の意味、成年後見人に同意権がない現状を踏まえて、成年後見制度利用促進基本計画（以下「利用計画」といいます。）で意思決定支援の一員とされた成年後見人が、どこまでの関わりができるのか、利用計画の方針に従ってどんなことができるのか、一緒に考えていきたいと問題提起がありました。

プログラム

【問題提起】

赤沼 康弘氏（日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員）

【基調講演】

「意思決定が困難な人に対する医療に関する意思決定」

成本 迅氏（京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学教授）

【基調講演】

藤木 美才氏（医師，日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員）

【パネルディスカッション】

〈パネリスト〉

成本 迅氏（京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学教授）
藤木 美才氏（医師，日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員）
公益社団法人認知症の人と家族の会の方
板橋区手をつなぐ親の会の方
星野 美子氏（公益社団法人日本社会福祉士会理事）

〈コーディネーター〉

赤沼 康弘氏（日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員）

これをうけて、老年精神医学を専門とされる成本氏より、医療現場における手法や取組みが紹介されました。本人の医療同意能力の評価方法として、様々な疾患に関して本人が理解・認識しているか、治療方法を決定できるか、などを決まった質問をして点数化するMacCAT-Tという専門的な評価手法の他、説明を受けた治療について本人の言葉で話してもらう、医師からの説明後に看護師から確認する、といったより簡便な評価方法も行われているということです。同意能力の適切な評価とそれに基づく意思決定支援が必要であり、そのために法律関係者に検討して頂きたいこととして、医療従事者との情報共有と意思決定プロセスへの参加などが提案されました。

次に藤木氏より、医療現場の医師に対して行われた、意思決定支援や成年後見人についてのアンケート結果が報告されました。本人の同意能力がないと判断した場合の対応として、最も多いのは親族から同意を得る、でしたが、成年後見人から同意を得る、医師の裁量で行うとの回答もあり、親族がいない場合は医療行為を行わない、という回答もありました。また、成年後見人が意思決定に関与することに対しては、賛成も反対もあり、反対意見の理由は、医療の知識がないので不適格というものでした。成年後見人に望むこととしては、本人の考えや状況をよく把握してほしい、普段からコミュニケーションをとっている人であってほしい、といった声や法的整備を望む声もあがっていたということです。

パネルディスカッションでは、認知症の母親の介護をしてきた方や知的障害のあるお

子さんのある方から、家族であっても本人の自己決定の尊重に難しさがあると感じること、それでも本人の自尊心を傷つけないことの大切さが訴えられ、意思決定の代理は後悔が残る、本人の意思を確認したい、という家族の気持ちが語られました。たとえ重度で会話ができなくても感情や意思を汲み取ることができる、最後まで意思を実現できるような体制がなければならない、との提案がなされました。星野氏からは、後見人として関わった医療現場での事例が複数あげられ、医療機関によって対応に差異がある、と感じているが、基調講演での医療機関の取組みには感銘を受けた、本人の意思をあらゆる方法でさぐる努力を、医療関係者だけでなく我々もしなければならないとの決意が語られました。

この後、赤沼氏に促され、客席のリーガルサポート京都支部 中野氏からリーガルサポートの取組みが紹介されました。リーガルサポートでは、平成26年に「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定のプロセスの透明化について」の提言を行なっており、そのプロセスにおいて、本人とどれだけ信頼関係を築けているかが大切と認識している、また当時は行政の関与といっても具体的にならなかったが、今回、利用計画で行政が関与してできた地域連携ネットワークという仕組みも活用し、医療と法律の連携の中で支援を考えていきたいと発言がありました。

最後に、第1回と同様、青木氏より、第三者後見人の割合が7割となって本人との関わりの深さにばらつきがある現在、成年後見人がどのような役割を担うか議論になってきている、本日のような議論を今後も深めていきたい、との閉会挨拶で第2回学習会は締め括られました。（つ）

取材③ 東京発

21世紀金融行動原則 持続可能な地域支援ワーキンググループ・保険業務ワーキンググループ合同開催シンポジウム

認知症など高齢社会問題が深刻化する中で 持続可能な地域作りに金融機関はどう対応していくのか

平成29年9月7日(木)、東京都千代田区の日比谷図書文化館日比谷コンベンションホールで、金融機関や保険会社の関係者、一般の方など約200人が参加して、頭書のシンポジウムが盛況に開催されました。

〈注〉「21世紀金融行動原則(持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則)」は、環境に配慮した投融資の拡大と質の向上を図ることなどを目的とする金融機関の行動指針で、平成23年10月、環境省中央環境審議会の専門委員によって採決されました。

「(金融機関は)自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取り組みを推進する」など、7項目の原則から成ります。

基調講演では、「2025年には認知症患者が約700万人に達すると見込まれる中、在宅医療においては、身軽に動けるフットワークと関係機関とのネットワークが大切である」との提言と、認知症と老化現象の違いなどについての説明がなされました。

パネルディスカッションその1では、まず田口氏らから「金融機関は、判断力に疑いのある高齢者顧客をどう助けたらいいだろう、相続争いの前哨戦に巻き込まれるのではないだろうか、など多くの不安を抱いている」との報告が、また、椎名氏から金融機関が取るべきスタンスに関し、「従来の代行決定から、障害者権利条約による意思決定支援に重きが置かれるようになった」との説明がなされました。次に成本氏から認知症の特徴について医学的な説明が、また、上林氏らから認知症の顧客に対する留意点として、「繰り返し同じことや辻褄が合わないことを言われても否定しない」、「説明は言葉だけに頼らない」、「長時間の対応はしない」などの提言がなされました。さらに椎名氏から個人情報の保護に関し、「高齢者虐待が疑われる場合には、個人情報が絡んでいても通報義務があるので、まずは地域包括支援センターなどに相談すべき」との説明がなされました。

パネルディスカッションその2では、まず小松氏から「認知症高齢者の貯蓄総額は約50兆円と推定され、2025年には70兆円に達すると見込まれる中、金融機関に期待されるのは、『財産管理を支援する制度である成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用』、『財産管理に資するサービスである信託商品や保険商品の充実』、『職員の研修のための認知症サポーター養成講座や職員対応マニュアルの活用』、『地域包括支援センターや警察などの地域資源との連携』である」との提言がなされ、藤本氏からは、銀行店舗のバリアフリー化や全行員を認証サポーターに養成した具体例が報告されました。次に名倉氏(リーガルサポート愛知支部会員)から成年後見人の職務等についての説明が、八谷氏から後見制度支援信託や民事信託についての説明がなされました。

そして最後に、各登壇者から今後の重点項目として、「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークの構築」、「任意後見制度の利用促進」、「50兆円をデッドストックとしないための高齢者の財産管理に適った新商品の開発」などの点が挙げられました。（ひ）

プログラム

【基調講演】
「認知症患者を地域で支える～在宅医療の取り組み～」
高瀬 義昌氏（たかせクリニック理事長）

【パネルディスカッションその1】
「金融機関は認知症顧客とどのように関わっていくのか」
金井 司氏（三井住友信託銀行経営企画部理事・CSR担当部長）
成本 迅氏（京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学教授）
椎名 基晴氏（弁護士）
上林 里佳氏（社会福祉士）
田口 さつき氏（農林中金総合研究所基礎研究部主任研究員）

【パネルディスカッションその2】
「認知症700万人時代の地域における金融機関の役割」
小松 紗代子氏（みずほ情報総研社会政策コンサルティング部コンサルタント）
高瀬 義昌氏（たかせクリニック理事長）
名倉 勇一郎氏（司法書士・行政書士）
藤本 恭成氏（京都銀行お客様サービス室次長）
八谷 博喜氏（三井住友信託銀行プライベートバンク部成年後見・民事信託分野専門部長）

報告

山形発

公益社団法人 認知症の人と家族の会山形県支部・一般社団法人 生命保険協会山形県協会 共催

2017年 世界アルツハイマーデー記念公開講座

山形支部 支部長 早坂 和也

平成29年9月16日(土)、山形市霞城セントラル3階山形市保健センター視聴覚室にて、標記公開講座が開催され、90名を超える参加がありました。

主催者である認知症の人と家族の会では、9月を世界アルツハイマー月間として、全国各地で講演やイベント等を開催し啓発活動を行っております。その中で、成年後見制度をテーマにした講演は山形県のみでした。主催者である認知症の人と家族の会山形県支部の世話人代表 山名氏をはじめとする関係者の方々とリーガルサポートは、長年にわたり交流があり、我々リーガルサポートの活動への理解と成年後見制度への関心があったからこそ、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたこの年に、大貫氏を招いて成年後見制度を題材にした講座が開かれたのだと思います。山名氏及び関係者の皆様にはあらためて感謝申し上げます。

プログラム

● 第1部

基調講演「認知症になっても大丈夫!!
～文化としてとらえる法律の温かさ～」

講 師 大貫 正男氏
（公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート相談役）

● 第2部

対話集会「安心して暮らすための成年後見制度
～知ることで見えてくる
これからの暮らし方～」

登 壇 大貫 正男氏
（公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート相談役）

進行役 山名 康子氏
（公益社団法人 認知症の人と家族の会山形県支部世話人代表）

さて、第1部基調講演では、まず、現在の地域の現状、「高齢社会、独居高齢者が増加しているにもかかわらず、家族機能の低下や地縁等の弱体化・地域コミュニティの変質がみられ、無縁・孤立化社会、そして高齢者所在不明問題がある。地域での見守り体制の整備が求められ、地域連携によって支え合う社会を実現する必要があり、セーフティネットとしての後見による支援が必要な時代である」との話がありました。

次いで、成年後見制度が成り立った背景、成年後見制度の概要の説明があり、事例をとおして、成年後見制度利用前から申立て、申立て後から終了までといった流れ、そして、成年後見人にはどんな職務があるのか、どんなことができてどんなことができないのか、といった説明がなされました。「成年後見人はただ財産管理をし、財産が減らないようにすればよいのではない。成年被後見人(本人)の意思を尊重し、本人の生活や趣味嗜好にも気を配り、療養看護のために財産を使うことも重要である。」、また「本人を支えるには、近隣、医療・介護、行政、専門職団体等とのネットワークが必要であり、成年後見制度利用促進基本計画にいう地域連携ネットワークを作っていくことが必要である。」と述べられました。

また、成年後見人となる人材(市民後見人)の養成・供給について、『市民後見』の名付け親でもある大貫氏より「適切な成年後見人の養成・供給は単なる個人や家族だけの問題ではなく、国の社会福祉制度の一環に係る優れて重要な社会問題であり、国、地方公共団体はその責任において良質な『市民後見人』の養成・供給を行なうべきである。」、「市民後見人には、特別な経験や専門知識は要求されず、本人に寄り添い、本人の権利や財産を守り、本人の尊厳ある生き方を支援するという理念をしっかり持っていれば、一定の研修を経て市民後見人として活躍することができ、市民自身の人生や経験を地域に生かすという信念こそが求められる」と考えが示されました。

成年後見制度は平成12年に施行されてから17年の時を経て、また次のステージへ向かおうとしています。成年後見制度利用促進基本計画の実現に向けて、社会的責任として、行政とりわけ市区町村が、自主的かつ主体的に取り組み、地域連携ネットワークを構築していくべきであり、そして、成年後見制度が利用者にとってメリットを感じられる制度となるようにとの願いをこめて第1部の結びとなりました。

第2部では、大貫氏と来場者との間で、対話集会がもたれました。

来場者から、現在の親族後見人就任率の減少の理由が聞かれ、大貫氏より、まず親族が後見人等になりたがらない、介護等にかかわりを持ちたくないといった家族の希薄性が挙げられ、そして、親族後見人の不正や不適切な事務が多発しているため家庭裁判所が選任しない傾向があるといった回答がありました。そのほかにも、出席された精神科医師、民生委員、社会福祉士や社会福祉協議会の方々から、現場での医療同意の取り扱いについてや成年後見制度を利用するタイミング、地域包括ケア、独居生活者の実務的な支援の仕方などについての意見交換がなされ、盛況のうちに終了となりました。

リーガルサポートの
委員会を
紹介します!

法人後見委員会

委員長 保科 宏行

リーガルサポートは、成年後見人等として活動する会員の養成、推薦及び指導監督を行うほか、会員を含む個人の専門職が就任をためらうような困難事件にリーガルサポート自身が就任しています。リーガルサポート自身が成年後見人等に就任するとはいっても、実際に現場で業務を遂行するのは会員である司法書士個人です。リーガルサポートの法人後見事業では事務を担当する会員、会員を支援し指導監督する支部、支部を支援し指導監督する本部法人後見委員会が一丸となって業務にあたっています。暴力行為や妨害行為などへの対応が困難な局面において組織的に対応することで攻撃から危険を回避し、事務担当者を孤立させずに被後見人等の権利を擁護します。現在法人後見委員会は常任理事2名と委員13名で構成され、月に一回程度委員会を開催するとともに、クラウドシステムやメーリングリストを活用し、困難事案に取り組んでいます。

編　集　後　記

本誌も早17号です。第1号は2012年（平成24年）7月に発行されました。そして、編集の参考にと第12号から一部読者にアンケートを実施していました。その回答として、「タイムリーな企画でよかった。」「興味ある内容でわかりやすかった。」「勉強になった。」との嬉しい感想と並んで、多かったのが文字の大きさについて。「文字が小さすぎて読む気が出ない。」「もう少し文字を大きくしてもらえるとありがたい。」とのお声も多くいただきました。

毎回、編集会議では、問題点として文字の大きさが議論されていました。文字を大きくするには文章を短くしなければならない…。お伝えしたいことはたくさんあるのに、内容をカットするのはちょっと…。

どうすればこのジレンマを解消できるか？「そうだ！A4版にしたら、紙面自体が大きくなるぞ！」ということで、現在、広報委員会で検討中です。創刊号から意図的にA4版ではないサイズで発行していましたが、読みやすさを重視して、近々バージョンアップする予定です。

広報委員一同、少しでも読者のみなさんに喜んでいただきたく、企画に取材に編集にと頑張っています。今後も“リーガルサポートプレス”を可愛がってくださいね。（る）

▲リーガルサポートプレス創刊号

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります　各支部名で検索！　リーガルサポート ○○支部　検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川県支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟県支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山県支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島県支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部（東京）03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには**音声読み上げ機能**があります！

編集・発行
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
TEL 03-3359-0541　https://www.legal-support.or.jp
リーガルサポート　検索
2017年12月31日発行